



運 営 規 程



訪問リハビリテーション
介護予防訪問リハビリテーション

医療法人 浩生会
老人保健施設 舞子台

介護老人保健施設 舞子台 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション） 運営規程

（運営規程設置の主旨）

第1条 医療法人浩生会が開設する老人保健施設舞子台（以下「当施設」という。）において実施する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 当施設では、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法及びその他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかると以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 8 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（施設の名称及び所在地等）

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

（1）施設名 老人保健施設 舞子台

- (2) 開設年月日 平成9年10月21日
- (3) 所在地 神戸市垂水区舞子台7丁目2-1
- (4) 電話番号 078-785-5577 FAX 番号078-785-3131
- (5) 管理者名 森田 瑞穂
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(2850880036号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1人
- (2) 医師 1人
- (3) 訪問リハビリテーションの提供の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士
0. 1人以上

※介護老人保健施設に理学療法士・作業療法士・言語聴覚士を2人以上配置し、その内より適正数を配置するものとする。

- (4) 事務員 2人以上

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、当施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の身体機能に応じて、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士にリハビリテーションの指示をすること及び利用者の健康管理及び保健衛生の指導を行う。
- (3) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画に基づき、適正な指定訪問リハビリテーションを提供する。
- (4) 事務員は、利用料徴収に係る請求書等を発行する。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間以下のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日から土曜日までの週6日間を営業日とする。
- (2) 営業時間は午前9時から午後5時までとする。
- (3) 12月31日から1月3日は休業とする。
但し、長期休日の場合利用者様に周知し営業する事がある。

(事業の内容)

第8条 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)は、(介護予防にあっては介護予防に資するよう、)医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士によって作成される訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)計画書に基づいて、理学療法、作業療法、言語療法及びその他必要なリハビリテーションを行う。

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額を以下とおりとす。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

(通常の事業の実施地域)

第 10 条 通常の事業の実施地域を、【垂水区】とする。

通常の事業の実施地域を越えて行う訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）等に要した交通費は、次の額を徴収する。

実費。1 kmにつき 100 円、高速代。

(身体の拘束等)

第 11 条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(虐待の防止等)

第 12 条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 13 条 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 飲酒・喫煙は禁止する。
- ・ 火気の取扱いは、禁止する。
- ・ 設備・備品の利用は、丁寧に取り扱うこと。
- ・ 宗教活動は、禁止する。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(業務継続計画の策定等)

第 14 条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第 15 条 当施設は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負

担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するものとする。

（事故又は非常災害発生時の対応）

第 16 条 当施設は、利用者に対する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）等の提供により事故又非常災害が発生した場合は、速やかに当該利用者家族・当該利用者に係る居宅支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

（職員の服務規律）

第 17 条 当施設職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- （1） 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- （2） 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- （3） お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

（職員の質の確保）

第 18 条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

（職員の勤務条件）

第 19 条 当施設職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人浩生会の就業規則による。

（職員の健康管理）

第 20 条 当施設職員は、当施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

（衛生管理）

第 21 条 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

- （1） 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- （2） 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- （3） 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（守秘義務及び個人情報の保護）

第 23 条 当施設職員に対して、当施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 24 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 当事業所は、適切な訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人 浩生会老人保健施設舞子台の役員会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、令和 7 年 8 月 1 日より施行する。